

プラットフォームサービスに関する研究会（第46回）

令和5年6月9日

【宍戸座長】 それでは、定刻でございますので、プラットフォームサービスに関する研究会の第46回会合を開催させていただきます。本日もお忙しい中、皆様お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日の会議につきましても、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項について御案内がございますので、よろしくお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 ありがとうございます。事務局、総務省総合通信基盤局消費者行政第二課、池田でございます。

ウェブ開催に関しまして注意事項を幾つか御案内申し上げます。まず、本日の会合の傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴としております。

また、本日の会合につきましても、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、御発言時以外はマイクをミュートにし、映像もオフにさせていただくようお願いいたします。

御発言を希望される際には、事前にチャット欄に御発言されたい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見た座長から発言者を指名いただく方式で進めたいと存じます。御発言の際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。御発言が終わりましたら、いずれもオフにお戻しくください。

接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時、事務局や座長宛てに御連絡をいただければ対応いたします。

本日の資料の資料の確認に移りたいと思います。本日の資料といたしましては、本体資料として資料1から資料5まで、また参考資料として参考資料1を用意いたしております。注意事項は以上でございます。

なお、本日、宮内構成員におかれましては御欠席と伺っております。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸座長にお願いしたいと存じます。宍戸座長、よろしくお願いいたします。

【宋戸座長】 承知いたしました。それでは、本日の議事の進め方について私から御案内を差し上げます。まず、さきの会合でも、ファクトチェック関係について取組内容を御発表いただきましたセーファーインターネット協会様ですけれども、セーファーインターネット協会吉田様からファクトチェック団体の活動について進展があったとのことですので、この点について簡単に御報告をいただきます。その後、山本構成員及び東京大学鳥海先生より、「健全な言論プラットフォームに向けてver. 2.0」について御発表をいただきます。さらに、事務局より「プラットフォームサービスにおける偽情報等への対応に関する透明性・アカウントビリティ確保状況」、「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ 今後の検討の方向性（案）」について御説明をいただきたいと思いますのであります。

本日の質疑でございますけれども、山本構成員、鳥海先生の発表の後に1回、それから事務局の説明の後に1回と、計2回質疑の時間を設けたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

早速本日の議事に入りたいと思います。先ほど申し上げましたように、まずはセーファーインターネット協会吉田様より御説明をお願いいたします。

【吉田氏】 御紹介に預かりましたセーファーインターネット協会の吉田でございます。私から1点だけ御報告という形になります。

皆様の御支援のおかげで、このたび、2023年5月31日付で、日本ファクトチェックセンターのIFCN（国際ファクトチェックネットワーク）への加盟が承認されましたので、その旨御報告をさせていただければと思ひましてお時間を頂戴いたしました。日本では、認定NPO法人のインファクトさんが先に御承認されていらっしゃいますので、2番目の承認という形になります。

長らく日本にファクトチェックの団体がないということで、国際比較上も劣後していたと思いますが、私どもをはじめとして幾つか団体が力を入れてきておりますので、情報環境を健全にするプレーヤーとして今後も努力してまいりたいと思っております。

早速6月末に韓国ソウルで国際会議が予定されておりますので、こちらにも参加させていただいて、昨今の国際情勢に鑑みたファクトチェック、先進的な取組をやっている他の国のファクトチェック団体等と意見交換して、日本にも生かしていきたいと考えております。どうもありがとうございました。

【宋戸座長】 吉田様、ありがとうございました。こうしてIFCNに加盟されたというこ

とで、このプラットフォームサービスに関する研究会での議論を民間において取り込みながら、しっかり対策をつくっていただいているということに改めて私からも御礼申し上げたいと思います、他方で、JFCの、監査委員の立場ではございますけれども、この間のプラットフォームサービスに関する研究会あるいはそれ以外のマスメディアの方々も含めて、御支援、御協力にもこの場で御礼申し上げたいと思います。

続きまして山本構成員より、資料2「健全な言論プラットフォームに向けてver. 2.0」の公表について、御説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【山本構成員】 ただいま御紹介いただきました慶應大学の山本です。本日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。私の後に東京大学の鳥海先生からもこのver. 2.0の説明がございますので、私からは、ver. 2.0の主な変更点と、それから今後の実装の在り方、方向性について少しお話をさせていただければと思います。

ver. 1.0については、昨年の1月と記憶していますが、デジタル・ダイエット宣言というサブタイトルで出させていただきました。その中で、インフォメーション・ヘルス、情報的健康という言葉あるいはコンセプトを出させていただいて、様々なところでそれを発表して、議論をさせていただきました。その中でこのたび、そのver. 2.0を出させていただいたということでございます。今年の5月29日、慶應義塾大学のグローバルリサーチインスティテュートという研究所のホームページで公表しております。

デジタル・ダイエット宣言ver. 1.0がどういうものだったのかと申しますと、上のほうにあるとおり、もうこの研究会では何度も出てきているところだと思いますが、アテンション・エコノミーが一つの構造的な要因となって、作為的・他律的な情報の偏食、特に我々の、人間の思考モードのうち、スローな、熟慮的な思考モードであるシステム2ではなくて、ファストで反射的な思考モードであるシステム1が、非常に巧妙にデータを使ってリコメンドすることによって刺激されて、反射的に反応してしまうような情報環境が生じており、それがフェイクニュースや誹謗中傷、エコーチェンバーという様々な課題を惹起しているのではないかということです。

我々の主張としては、情報の摂取行動を意識することの重要性、とりわけver. 1.0で強調したのは、様々な情報に触れることでフェイクニュース等に対する免疫を獲得すること、これが「情報的健康」というコンセプトとつながっているわけですが、こういったことや、こういった情報摂取行動をユーザー自らが意識できるような、そういった環境の構築が重要ではないかということを主張させていただいたわけでございます。

ver. 2.0の主な変更点について、一つは後で鳥海先生から詳しく御説明があると思いますが、すけれども、情報的健康の定義をよりインクルーシブなものに変更しています。前回の定義では、様々な情報をバランスよく摂取することで、フェイクニュース等に対する免疫を獲得している状態を情報的健康と定義しましたが、それだけではないだろうというところで、これをより包摂的なものに変更し、かつ、WHOの健康の定義とある種、整合するような形で定義をいたしました。これは鳥海先生から後であるように、日本からWHOの健康の定義の一つ加えたらいいのではないかというような提言をしていくということも今後あるのではないかと含んでおります。

また、生成AIをめぐる論点の追加もさせていただきました。生成AIは、先生方も御案内のとおり、非常にもっともらしい文章を示してくるわけですが、実際それがどういう学習データに基づいて、どういうアラインメントがあってそういう回答になったのかということが分かりません。食べ物との比喻を使えば、おいしく食べられる、つまり、何を食べさせられているのか分からないけれども、まあまあおいしいというのが、生成AIの現状における回答かと考えています。ですので、情報的健康との関係では、何を食べさせられているのか分からない。場合によっては「健康」を害してしまうということもあり得るのではないかとことです。

さらに、情報津波と書きましたが、これまでもbotのようなもので、フェイクニュースやプロパガンダを組織的に拡散するということはあったわけですが、生成AIを使えば、人間が書いたかのような文章を一気に大量につくって、それをさらに組織的に拡散することができ、それによる情報の津波というものを起こしやすくなっているのではないかと論点を追加しております。

加えて、脳神経科学の観点からの検討も若干追加をしております。詳しくはver. 2.0を見ていただくのがいいのですが、記述内容を一部引用しますと、近年の脳神経科学の分野では、脳機能イメージング、ブレイン・ファンクショナル・イメージングというものをを用いることで個人の神経活動に関わる情報を取得し、AIを用いて解析することで、個人の感覚入力や運動出力などを解読するニューラル・デコーディングという技術の開発が進んできている。

報道等によれば大手のデジタルプラットフォームもこの技術開発、ニューラル・デコーディングに参画をしているようです。今後、デジタルプラットフォームでこのような技術が使われれば、「読心」、マインド・リーディング、心を読むということそのものではない

かもしれないですが、マインド・リーディングが可能になり、よりアテンション・エコノミーが加速していくのではないかと考えられるというのが一つの論点です。

4点目で、リテラシー教育に関する記述を今回充実させました。これも鳥海さんから後でより詳しい御紹介があると思いますけれども、今回、食育とのアナロジーを少し掘り下げたということがございます。結局、食べ物も情報も、健康的に食べたり、情報を摂取したりするためには、反自然的な考え方、あるいはスタンスを持たなければいけません。食べ物もおいしいものが目の前にぶら下がっていたら、我々はそれをどうしても食べたいと思ってしまうわけです。

これはある種自然的な行為なわけですがけれども、食育のようなリテラシーが進んだことによって、こういった、自然に抗うような、例えばバランスを取らないといけないという、社会規範や自律的な考え方が形成されてきたように思います。

ですので、情報の摂取行動も、ある種、面白く、刺激的な情報が目の前に飛び込んできると、どうしてもそこに飛びついてしまいたくなるけれども、ちょっと待てよという感覚、この感覚を養っていくには、食育の歴史を参考にして、リテラシー教育を進めていくことが重要ではないかと考えています。

広告をめぐる論点も、ver. 1.0の段階で、アテンション・エコノミーにおいては、刺激的なものに広告費がついて儲かり、フェイクニュースも結局それなりに儲かるということが重要ではないかということがありましたので、お金の回り方というものに、より着目をする必要があるのではないかと考えてこの論点を追加しています。

詳しくはver2.0を御覧いただければと思いますが、アテンション・エコノミーにおいては、ページビューの数などを指標にして、広告主が広告費を多く支払うほど、広告により多くの人にリーチさせられる仕組みが構築されているために、より刺激性が強く、注目を集めやすいコンテンツのほうがより多くの広告収入を獲得しやすいという傾向があると指摘されております。

我々の提言としては、広告分野において情報的健康を実現していくためには、ページビューといった単純な指標ではなく、その質や信頼性といった観点でコンテンツを評価し、かかる評価に応じて対価が支払われるような、そういったサブシステムを構築すべきではないかということをver. 2.0では述べています。

通信事業者をめぐる論点も今回新たに追加いたしました。これは今回執筆に加わっていただいた名古屋大学の林秀弥先生が主に担当されていて、私は専門から外れますので、詳

しいことはここでお話ができないのですが、要するに、「ゼロ・レーティングとアテンション・エコノミーとの関係」と記載したように、一部の通信事業者においては、特定のコンテンツに限って通信量をカウントしないというゼロ・レーティングサービス、あるいはカウントフリーサービスが行われているようであるということです。

このゼロ・レーティングサービスの対象となる事業者は、アテンション・エコノミーをビジネスモデルとするものが多く含まれている場合には、通信事業者がこのサービスを通じてアテンション・エコノミーの行き過ぎに間接的に加担している部分もあるのではないかと指摘、あるいは論点を追加いたしました。

ちなみに欧州では、かつて、Facebook傘下のアプリが広くゼロ・レートされていたと言われており、2017年の時点で、Facebook傘下のいずれかのアプリをゼロ・レートにするサービスは57件に達していたという資料もあるようです。そのため、このゼロ・レーティングをもう少し調査していき、アテンション・エコノミーとの関係を明らかにしていく必要があるのではないかとver. 2.0で新たに加わったということでもあります。

7番目、情動的な不健康をもたらす具体的な害悪を今回より詳しく描出するように心がけました。これはAppendixの1で主にまとめております。それから基礎的な調査についてAppendixの2でまとめていますけれども、体の健康と違って情動的な健康は気づきにくい。体の健康はどこかが痛くなるなど、実際にその不調を感じられるわけですが、情動的な健康の場合にはそれを感じにくいという問題があります。

そのため、情動的に不健康になった場合にどういう害悪があるのか、実態的にエビデンススペースで足していくことが重要ではないかとver. 2.0で加えています。

Appendixの2では、静岡大学の高口先生の調査を掲載していますが、「エコーチェンバー」、「フィルターバブル」といった言葉について7割前後がこういった言葉を聞いたこともないという結果が出たり、あるいは政治的な傾向では約半数、コンテンツ的な傾向では約8割の回答者が、特定の傾向のニュースが多いと回答していたり、あるいは自分自身の情報環境が「偏っている」という認識を持っていたり、フェイクニュースについては、少なくとも何らかの方法により、現状よりも減少させるべきと考えている個人が9割を超えるといった結果が出てきています。

次のスライドは今回の共同代表執筆者と共同執筆者の名前を挙げており、実際のver. 2.0の提言を見ていただければお分かりいただけると思いますので、御紹介のみです。

続いて、この研究会との関係では、デジタルプラットフォーム事業者の基本原則が重要

だろうということで、このスライドで小見出しだけでも抜き出しております。これは、ほとんどver. 1.0と変わっていないというところがございますが、一言ずつ御紹介します。

まず、「認知過程の自由」への配慮について、共同執筆者で入っている慶應義塾大学の研究員の小久保さんの議論を引用参照し、あるいは弁護士の水野先生の「脳神経権」というコンセプトを引用しながら、デジタルプラットフォーム事業者は、こういった認知過程、あるいは脳神経権に対する配慮を行っていく必要があるのではないかと提言しています。先ほどのニューラル・デコーディング、あるいは心理的な傾向に関するプロファイリングについて、自らのガイドラインを設けるなどの配慮が必要ではないかということも書いております。

フィルターバブル対策、これも一言で申しますと、レコメンダーシステムに対するユーザーの主体性を確保することが重要ではないかということでもあります。これは御案内のとおり、EUのデジタルサービスアクトも、Very Large Online Platformにつきましても、プロファイリングに基づかない、少なくとも1つのレコメンダーシステムを提供するということを規定しているわけですが、そのような形で、フィルターバブルから離脱するようなことが主体的に可能な仕組みを設ける必要があるのではないかということでもあります。

フェイクニュース対策、これもver. 1.0と基本的に変わらないのですが、特に今回ファクトチェック機関との連携や、ファクトチェック記事を効果的に表示することを、改めて記述をしています。

一般的にはプラットフォーム事業者は民間の企業になりますので、ユーザーの情報の健康のみを考えることは難しいというところで、ふだん商業的な要素を持ったアルゴリズムを使うということは当然否定できないわけですが、例外的なイベントが発生する場合、例えば選挙、憲法改正国民投票、災害時、パンデミック、それから有事の時には、そういったアルゴリズムを公共的なものに切り替える、あるいはそれが技術的に難しい場合には、信頼できる情報をプロミネントにするといった取組が必要ではないかということを述べています。

透明性の確保も、本研究会でも様々に議論されているところかと思いますが、目的としては、民間のプラットフォームが自らの経済的な利益、商業的な目的と、それからユーザーの情報の健康をどういうバランスで実装しているのか、一言で言えば情報の健康

に対するスタンス、姿勢が可視化されるような、そういった透明性の確保が方向性として重要ではないかと考えています。

ですので、食品会社が自らの食品に関して責任を持って、どういう素材を使っていたのか、誰が、どこで製造しているのかなどを表示する、あるいはその栄養成分がどうなのかを表示することによって、ユーザーないし消費者の健康にどれぐらい配慮しているのかを我々は推測できるわけですが、そういったユーザーの情的健康に対するスタンスが分かるような、透明性の確保が必要になってくるのではないかと考えているわけです。

責任体制やガバナンス、それから実態の把握については、時間の関係上省略したいと思います。

今回のver. 2.0では、より、principles to practiceではありませんけれども、実践に向けた取組をなるべく具体的に示そうと考えておりまして、今後取り組むべき技術的な施策を挙げています。これは鳥海先生から後で御紹介があると思いますけれども、例えば、私から面白いと思っているものを一つだけ紹介させていただくと、③として、自らの「情的健康度」を実感できるようなアバターをつくり、これを実装していくこともあるのではないかとことです。先ほどお話ししたとおり、肉体的な健康は、これを害すると体が痛くなる、調子が悪くなるということで実感できるわけですが、情的健康については本人が実感しにくいということで、本人の姿形をしたアバターをつくる。このアバターは、本人の姿と必ずしも一致しなくてもいいと思いますけれども、本人の情的健康、例えば情報の偏食によってどんどん太っていきなり、最終的に倒れてしまう。そういうものが常に近くにあれば、自分がどういう情報摂取行動をしているのかということがよく理解できるのではないかと。こういった技術を開発していくということがあるのではないかとことです。

技術的な実装だけではなくて、社会的、制度的な施策として、リテラシー教材の開発や、先ほどお話ししたような、食育の歴史を勉強してみて、そういった自然的な欲求に抗うような、そういう規範をどう我々は内面化してきたのかを研究してみることも重要ではないかといったこと。それから生成AIの適切な利用方法についての検討などが書かれています。

⑥ですけれども、今日お聞きになって、このプロジェクトに御関心を持っていただいた方がいれば、ぜひ御協力というか御一緒にしたいと思いますけれども、インフォメーション・ヘルス、情的健康というコンセプトは、もちろん日本にだけ適用されるようなものではないと考えておりますので、今後国際的な連携を図っていくことも重要ではないかと

と思っております。今後、国際的なシンポジウムをやってみようと考えているところです。

また、我々のプロジェクトが研究開発しているわけではないですが、近年、オリジネータープロファイルの技術協同組合が立ち上がりました。このOPという技術を我々としても支援していく、あるいは何かアドバイスをしていくというようなことがあり得るのではないかと考えています。

アドベリフィケーションについては、先ほどお金の回り方が重要だということはお話いたしましたけれども、広告の検証の仕組みをつくっていくということ、それから④公共的な視点からエンゲージメントを獲得できるようなプラットフォームを設計していくということも検討すべきではないか。例えばバランスよく情報を摂取したユーザーに対しては、そのプラットフォーム内でポイントを付与するなど、インセンティブを与えることが考えられます。

こういった「健康ポイント」を入手した場合には、このポイントを、例えば他の記事を読んで支援したいと考えたローカルなNPO団体などにクラウドファンディングできるような、そういった公共的な助け合いの仕組みと申しますか、公共的な観点からゲーミフィケーションの要素を入れる。エンターテインメント性をつくっていくような、それによってアテンションなりエンゲージメントを得るような、そういう仕組みがあつていいのではないかと、こういうことを考えてみてはどうかということです。

最後に、特に今回、情報的健康の概念をインクルーシブな、より包摂的な考え方にしましたので、より多くの人がこのコンセプトを使って議論ができるのではないかと考えております。そういう意味では、情報的健康の実現に資する技術及び制度に関するコンテストのようなものを実施するということもあるのではないかと考えております。

私からのお話は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

【宋戸座長】 山本先生、ありがとうございました。それでは、続きまして東京大学、鳥海先生より、資料3、「健全な言論プラットフォームに向けてver. 2.0情報的健康を、実装へ」ということで御発表をお願いいたします。

【鳥海氏】 東京大学の鳥海です。よろしくお願いいたします。おおむねのところは今ほど山本先生から御紹介いただきましたので、一部について詳細や具体的なこととお話しさせていただければと考えております。

まず、今回ver. 2.0の定義の変更がございましたので、それについて少しお話ししたいと思います。

Ver. 2.0においては世界保健機構憲章、WHO憲章を意識した形で新しい定義を行っております。皆さんにはこちらを御覧いただき、太字の部分だけ読み上げさせていただきますけれども、こちらの憲章に、「健康とは」ということで、「完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない」という定義がなされております。つまり、一般的に健康というような言葉を使いますと、肉体的な健康であるというイメージがございすけれども、もともとWHOでも、健康というのは肉体的、精神的、そして社会的に健康な状態であるということが求められています。

健康というのは肉体的、精神的、社会的の3つであるというのが、もともとのWHOが定義しているものになります。この3つがあった上でなっている健康です。日本語では、どちらも健康という言葉になってしまいますが、この統合した健康を目指すというのが、我々が全体として健康であるということの意味合いであると考えますと、このPhysical、Mental、Socialといったことにプラスしまして、現在の社会においては、情報的健康、Information Healthというものが必要ではないかと考えております。

そして、この4つの健康が全て満たされた状態によって、真の意味での健康が実現されるのではないかなというような議論を行いまして、我々はこのInformation Healthが、この他のPhysical Health、Mental Health、Social Healthと並ぶような存在と考えまして、民主主義社会の基盤である情報環境において、一人一人各人の希求する健康が満たされた状態になるようなことを情報的健康であると呼ぶべきではないかなというような議論をいたしまして、単に病気である、例えば情報が偏っているなど、フェイクニュースにだまされているというようなことがないということが情報的健康ではなくて、各人が希求する、この「希求する」というのが非常に重要なポイントですけれども、一人一人が求めている、健康として、こうありたいという状態を目指すために満たされているような情報的な観点からの健康、があるということが情報的健康であるという状態と考えると改めて定義をしております。

ですので、特定の状態であることが即あなたは情報的に不健康ですと指摘されるようなものではなく、あるいは国がこれは情報的に不健康と定義をするようなものではなくて、あくまでも各人、個人個人が、自分がありたいと願っているような状態です。それは必ずしも情報環境に限らず、その人の人生において、健康であるために必要なものという定義で、決して他人が決めるものではなく、自らが決めるようなものであると改めて定義し直すことによって、齟齬がないようになっていると思います。

もちろん、これまでの定義であったような、フェイクニュース等に対して免疫を持つといったものも、個人が希求するような健康に含まれるということは十分考えられますし、大概の人は、フェイクニュースにはだまされないようにしたいと、そしてそれに免疫を持ちたいと思っている可能性が高いという観点からいきますと、従来の定義と大きな齟齬はなく、従来の定義が新しい定義に含まれているという状態になっております。

続いて、では、この情報的健康の実装に向けて、どのようなことをしていくべきかというところで、ver. 2.0では5点提言を行っております。「情報的健康」に関する教育・リテラシー、コンテンツ・カテゴリーの公表、「情報ドック」の提供、デジタル・ダイエットの提供、アテンション・エコノミーに代わる経済構造の模索・探求です。主に大きく変わったのが情報的健康に関する教育・リテラシーの部分になりますので、こちらについて御説明したいと思います。

我々は、アナロジーとして飽食と情報爆発という2つの状態を考えております。飽食の時代になってどんなものでも食べられるけれども、欲望のままに食事をする和不健康になり、個人が望ましいと思わないような状態になってしまうため、健康のために必要な栄養を取ることを重要視しているところから健康的な食事の実現まで、飽食の時代においても様々考えながら食事して、肉体的な健康を目指しています。これに対して、情報爆発の時代では、食べたいものが食べられる時代と、欲しい情報が手に入る、欲しいだけ手に入る時代というのが対応します。

欲望のままに食事をする和不健康になるように、欲しい情報だけをどんどん取っていってしまうと、情報可処分時間が終わってしまう。これは情報的に本来求めているようなものではなくなってしまいます。そこで、健康的な食事を実現するように、Well-Being、「健康」の実現に向けた健康的な情報摂取という考え方ができるのではないかと考えております。

そのために我々が考える教育・リテラシーにおいて重要視しているところは、そもそも自分の周りの情報空間が何なのかということを知らなければいけないのではないかとということです。どのように情報を得ればいいのか、メディアに対してどう考えればいいのかといったこと以前に、そもそも我々の今、情報空間とは何なのか、どういったものなのかということを知るといえるのは、教育あるいはリテラシーとして非常に重要ではないかと考えています。そういったところからスタートするべきではないかと提言しています。

先ほどエコーチェンバーやフィルターバブルの認知率という高口先生の調査のお話があ

りましたけれども、電通総研でも同様の調査を行っておりまして、こちらの調査でも、エコーチェンバーやフィルターバブルの認知率は20%以下、つまり8割の人がこんな言葉は聞いたこともない。アテンション・エコノミーも同様に8割の方が、「アテンション・エコノミーって何」というような状態であるということになります。

ですので、こちらを見る限り、我々は、そもそも今の情報空間がどのようにできていて、どのように情報を与えられているのかも知らず、パーソナライズされていることにも気づかない現状があります。これは多くの弊害をもたらすことになりますので、教育・リテラシーというのは、そもそも情報空間とは何かというところからスタートしようということになります。

これに対して、先ほど山本先生からもお話がありましたけれども、食育という考え方がありまして、こちらが非常に我々の、食事を取ることによって健康を目指すということに関しては大きな影響を与えております。2005年に食育基本法が施行されて、栄養バランスの偏りや不規則な食事などの食の乱れが、肥満や生活習慣病の増加や食の安全性の問題につながっていくことが周知徹底されているという状態になっております。

かつ、様々な食に関する情報のアクセス環境が整備されることによって、我々自身がどういう食事を取ろうかということの選択の幅が大きくなってきました。自分でこうなりたいと思った状態を目指して、選択することができるようになったというのが非常に大きなことかと思えます。

これと同じように、情報的な意味での健康に関しても、食育のようなリテラシー教育が必要ではないかということで、情報接触を自分自身で選択できるような環境を整えるということが必要かと考えております。食べたいから食べるというところから、食べたことで何があるのか、何が起きるのかということを知った上で選択して食べると。当然、例えば疲れているときに暴飲暴食してしまうというようなことはもちろんあるとは思いますが、そういったものを食べたときに何が起きるのかは知った上で、それでも、もう今日はストレスがたまっているから食べるんだということはある程度得るかと思います。もちろん、それが肉体的健康は若干損ねるけれども、精神的健康には非常に寄与するといったこともありますので、それは個人が選択するところではないかと思えます。一方で、それを食べたことによって何が起きるのか分からないという状況は避けた方が良いでしょう。分かった上で食べてくださいということになります。

同様に情報に関しても、何か与えられて面白そうだなと見るというところから、そうい

った情報がなぜ自分に提供されているのか、そしてそれだけを見ていることがどういう意味なのかを理解した上で、それでも今日はこの記事を見よう、こういった情報を得ようと選択することが必要なのではないかと考えられます。

現在の情報関係のリテラシーといいますと、情報リテラシー、メディアリテラシーといったものが既に存在しておりますけれども、こういったものとは少し異なる形のリテラシー教育の開発が求められるのではないかと考えております。情報空間の理解、情報の選択方法、こういったものについてのこれから教育の開発が必要になってくるのかと思います。

最後に技術的な取組としまして、リテラシー教育も含めて情報空間において情動的健康を維持するために行っている様々な技術的な取組について、少し現在までのところを御紹介したいと思います。

まず、プラットフォームのインセンティブ設計について、先ほど山本先生からお話がありましたけれども、プラットフォームはメディアに対して情動的健康に寄与するようなことだけをやらせるというのは難しいという話がございました。もちろん、それはそのとおりで、放っておくと、当然アテンション・エコノミーに従ったような施策が行われることになりますが、時には、この情動的健康に気を遣ったサービスを出したほうが、プラットフォーム全体に対しても寄与することがあるという研究も出ております。

こちらで御紹介しているのが、閲覧記事の多様性と継続利用率の関係を分析した研究です。アテンション・エコノミーにおいては、その人が好きな記事をひたすら見せるほうがクリック率が高く、経済的インセンティブが高いと考えられています。一方で、その人が大好きな記事だけを提供するのではなくて、少し幅の広い多様な記事を閲覧させるような努力をすることによって、そういったユーザーが有意にそのサービスを継続的に利用する率が高くなるということが分かっております。

要するに、短期的にはすぐにクリックしてくれるような情報を提供することが経済的インセンティブにつながりますが、短期的にはたくさんクリックしてくれる方はサービスの利用が継続しないという結果になっておりますので、より長くサービスを使ってもらうことを目指すために、あえて多様な記事を閲覧してもらえような仕組みを入れていくことがプラットフォームにとってはインセンティブになります。

多様な記事を読むということは、多くの場合、個人の情動的健康に寄与することが多いと考えられますので、こういったことを行うインセンティブがあるということを分析から示すことも一つ大きな取組になるかと考えております。

ちなみにこちらは、とあるプラットフォーマーと一緒に共同研究として我々が行ったものですけれども、海外でも同様に幾つかのプラットフォームでは、多様なコンテンツに接触しているユーザーのほうが続率が高いという論文が出ておりますので、この知見は一般論的にインセンティブとして有意に働くのではないかと考えられております。

また、もう少し直接的に我々が提言しておりますような、情報に対してメタな情報を付与する、つまりこの情報は何かということを、情報に情報を付与するというような試み、これは、私の研究室と、NHK、TDAILabというベンチャー企業の3社でこういった取組を現在行っております。これによって、単に情報を見るだけだと、ほかの人が例えばどのようにこれを見ているのか、そういうことが分からないですけれども、他の人たちのそれに対する反応や、そういったものを提示してあげることによって、少しその記事を立体的に見ることができるようになるのではないかと考えた試みも行っています。

こういった形で、現在、提言で書かせていただいているような取組は、徐々に技術的にも開発しております。もちろん全てが予定どおり実装すればうまくいくとは限りませんが、必要なものについては現在、技術的な側面からも取り組んでいるといったところになります。

こちらは現在考えられている、今後何が必要なのかということと、それに関する開発を行うのに必要な学問領域、それを実装するようなところはどこなのかといったところについて一覧です。こちらはver. 2.0に全て載っておりますので、御興味のある方はそちらを見ていただけるかと思います。開発等に関係する学問領域等が非常に幅広いので、多くの研究者等も様々な方に御協力いただきながら、こういったことを実現できるといいのかと考えております。

同様に開発をどんどん続けていくことが必要と考えております。また、上から3番目に「情報的健康の実現に向けた国際的な連携等」と書いてありますけれども、多くの海外のプラットフォーム等も日本の情報空間には大きな影響を与えておりますので、日本だけではなくて、国際的にこういった活動を進めていくというのは大きな重要なポイントではないかと考えて現在進めているところになります。

ver. 1.0についてこういった書籍が出ておりますけれども、ver. 2.0についても今後考えていきたいということで、こちらver. 2.0のURL等がございますので、こちらを御覧いただければと思います。私からは以上となります。

【宋戸座長】 鳥海先生、ありがとうございました。それでは、ただいまの山本構成員、

鳥海先生の御説明について、構成員の皆様から御質問、御意見をいただければと思います。
チャット欄で私にお知らせをいただければと思いますが、いかがですか。

それでは、まず寺田構成員お願いいたします。

【寺田構成員】 山本先生、鳥海先生、ありがとうございます。情報の健康というのは難しい概念という部分がありますので、その辺りについても非常に分かりやすくお書きいただき、ありがとうございます。

2点ほど質問がございまして、まず1点が、精神的健康という場合は、フィジカルの場合と異なって、定量的な指標が非常に難しいのかと思っています。情報の健康度の測定といたことが書かれていましたが、具体的に何らかの指標を具体化される予定はあるのでしょうか。

2点目です。フィジカルの場合でも、不健康であっても好きなことを優先するということとはまああることだと思いますが、同様のことは情報でも多分同じように起きるだろうと思っています。フィジカルの場合には、不健康であれば体調不良や病気になるといった形で、本人に直接的に、ある意味でペナルティーが課されるようなところがあると思いますが、情報的な不健康の場合には、特に本人に対する具体的な不具合や不利益があまり起きないのではないかと感じています。

ですので、今回の御発表でもあったとおり、様々なところでインセンティブをつくるということは非常に重要なことだろうと思っています。その一方で、インセンティブはつくり方によっては、多様性を失う、あるいは意図的な誘導となるというような心配もあるかと思っています。こういったことを考えたときには、あり得べきインセンティブの定義も考えられていらっしゃるというか、そういったものも定義されているのでしょうか。以上、2点になります。よろしくお願いいたします。

【宋戸座長】 ありがとうございます。今の寺田構成員の御質問はどうですか。鳥海先生にお答えいただいて、山本構成員に補足いただく形でよろしいですかね。

【鳥海氏】 1つ目の御質問で、情報健康度の指標化という御質問ですけれども、情報の健康は先ほど申し上げたとおり個人個人が希求するWell-Beingになるための状態という意味合いになりますので、統一的な指標を作るのは難しいのではないかと考えております。ただ一方で、自分がどのような状態になりたいのかというのがあれば、それを確認するための指標はあり得るのかと考えております。

例えばバランスよく見たいと思っている人に対しては、バランス度というものが提示で

できればよいのかもしれません。あるいはフェイクニュースは見たくないという方であれば、フェイクニュースを見た数が指標化されていれば、「自分はフェイクニュースを見過ぎてしまっているな」と気をつけることができるようになるでしょう。直接的な情報的健康度は難しいですが、それに関わる指標は数多くあります。実際、我々の肉体的健康に関して、体重や肥満度みたいなものがありますが、それが必ずしも健康度ではないのと同じような形になるとは考えております。

2点目のペナルティーとインセンティブといった件ですけれども、こちらは誘導になるというのは非常に重要な御指摘でして、直接的なインセンティブを与えるといったことは難しいのではないかと考えております。山本先生から御説明ございましたけれども、不健康な状態というのがどういうものなのかを理解することによって、このままいくと不健康になってこうなるというのは見ることで自体がペナルティーのような形になるのかと思いますので、そういった形がよいと考えています。私からは以上です。

【宍戸座長】 山本構成員、何か補足ございますか。

【山本構成員】 特にありません。ありがとうございます。大丈夫です。

【寺田構成員】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 それでは森構成員、お願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございます。非常に大きく報道もされていたかと思えますし、特にこのプラットフォームサービスに関する研究会の中心的関心事について、非常に大きなインプットをいただいたと思っています。この研究会のみならず、アテンション・エコノミーを取り巻く様々な問題について、横串を通していただくといいですか、例えばこれまでネットワーク中立性の関連のところではゼロ・レーティングとアテンション・エコノミーはネットワーク中立性側では指摘はされていたわけですが、それは単にゼロ・レーティングのサービスをどういう条件で許可すればいいのか、ネットワーク中立性をどういうふうに考えていけばいいのかという中で、実はそれはアテンション・エコノミーの問題であり、強いコンテンツについてそれを無料にすることが、どれほど情報を集中させてしまうのか、インターネットの少チャンネル化みたいなことをもたらすのかということ、ネットワーク中立性側からではなくて、アテンション・エコノミー側から御説明いただくのは非常に重要なことだったと思っていますし、それはユーザーリテラシーについてもそうだと思います。

ユーザーリテラシー、それこそデジタルシティズンシップについて、これは山本先生に

親会の座長をしていただいているわけで、なので、それは心配はないわけですが、ただ、ユーザーリテラシーという中で話をしていくと、それは誹謗中傷をしないように気をつけましょうねなど、ユーザーとしてのリテラシーにどうしても話が行きがちなわけですが、いまでも、先ほど御説明いただきましたように、こちら側から、情報的健康というところから説明するとなると、それはユーザーとしてのリテラシーというよりも、インターネット空間をどう理解するか、ビジネスモデルをどう理解するか、アテンション・エコノミーの陥穽とは何かということを理解できているかということがリテラシーということになります。

ユーザー側から、今まさに場合によっては操作されたり誘導されたりする可能性を持っている、情報的健康を損なってしまうかもしれないユーザー側から、ネットワーク中立性であったり、リテラシーの話であったりということをしていただくことは、非常に重要な、大きなことだったのではないかと思います、このように作成をしていただいて公表していただいたことには感謝を申し上げたいと思います。

細かいことを1点お聞きしたいのですが、広告のお話もありまして、山本先生の資料の中で、アドベリフィケーションの重要性という話がありました。ver. 1.0の御説明を本研究会でしていただいたときに、私は広告のことを御質問させていただいたのを今でも懐かしく覚えておりますが、それを今回、しっかり入れていただいたということですが、アドベリフィケーションというのは、広告主の視点で、きちんと広告を見てもらっているのか、変な媒体に載ってないか、変な媒体に載ったらそのブランドが傷つけられますよ、そういう話だと思うのですが、情報的健康の観点からしますと、広告の問題はどちらかというと悪意ある広告主といえますか、広告そのものによって誘導しようとするような、典型的にはケンブリッジ・アナリティカのような広告主を考えていただくと分かりやすいのではないかと思います。

どちらかというと、広告主の立場で広告がきちんと配信されていますかというよりは、広告を受け取るユーザーの立場で、我々一人一人の痛いところ、弱いところ、脆弱性を突いて、極端な発想、考え方を助長させられてしまうような、つまり健康を悪い方向に一気に推し進められてしまうような広告をプラットフォームに配信させないようにすることが中心的課題かと思っておりましたので、アドベリフィケーションのことだけではもちろんないと思います。私がまだ本文をちゃんと拝見していないからですが、広告のことについても何かありましたら、補足的に御説明いただければと思います。以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。これは山本先生お願いできますか。

【山本構成員】 御質問いただきまして、ありがとうございます。おっしゃるように、広告主の視点だけを考えていくと、アテンション・エコノミーに対する改善にはあまりならない、ということはあるのかと思っています。

ただ、一つこれは我々が議論した中で、第一に広告主が、自分の広告がどこについているのかということを十分把握できない、あるいはそのコントロール、イニシアティブが取れないという問題も指摘されていたので、まずここは一つ重要ではないか。特にブランドイメージを気にする企業が極端な話、フェイクニュースに広告をつけてしまうというようなことをどう防いでいくのかというのが一つあるだろうという議論がありました。

加えてアドベリフィケーションという概念の枠からずれるかもしれませんが、提言の中には、PV、あるいはエンゲージメントといったような単純な指標以外に、多様な指標を広告の評価モデルに組み込んでいくということ、ユーザーの視点をその中に入れていくような評価システム、あるいは透明性を高め、信頼ができないようなコンテンツに広告を出し続けているような広告主が、マーケットにおいて批判をされるような仕組みをつくれなかという提言をしています。

ですから、アドベリフィケーションの中にこういった多様な視点を入れ込むのか、それともアドベリフィケーションを超えた何か、エコシステムを構築していくのかというのは今後の議論かと思いますが、いずれにせよ森先生がおっしゃったような問題意識は我々としては持っているということをお伝えしたいと思います。またOPなどをこうしたエコシステムの中で利用していく、そのあり方というものも具体的に検討していきたいと思っていますというところです。ありがとうございました。

【森構成員】 ありがとうございました。

【宋戸座長】 鳥海先生、何かございますか。

【鳥海氏】 大丈夫です。私からは特にございません。

【宋戸座長】 ありがとうございます。それでは大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。日本総研の大谷でございます。改めて御説明いただきまして、デジタル・ダイエット宣言の本を読ませていただいたときから、大変示唆に富んで、食育とのアナロジーが分かりやすいと思っておりましたので、今回ver. 2.0ということで、さらに進んだお取組になっていること、大変感銘を受けております。

感想と質問をさせていただければと思いますが、鳥海先生の御報告の中に、今後の取組

として、あらゆる学問領域について連携を考えていращやるというお話が出ておりましたけれども、特に最近私自身が気になっているのが、子供の成長期の脳にSNSが与える影響がとても大きいということで、特にそういう子供の成長について関心を強めている医学の領域、あるいは心理学といった領域との連携が必要ではないかと常日頃思っているところ、この分野との連携について何か成果がありましたら、早めに周知し、公表いただくことが必要ではないかと思っておりましたので、一言申し上げました。

質問としては、山本先生の資料の7ページにある項目で、公共的視点と書いていただいております。御説明を聞いたときは、頭の中に入ってきた言葉ではありますが、改めて考えてみますと、公共的視点と個人の視点というのは、常にコンフリクトの関係にも立つもので、個人の嗜好や好みといったものよりも、公共性の視点で必要な情報を提供できる仕組みを実現するためのレコメンデーションやシステムであったりすると思いますが、ここで言う公共的な視点というものの公共的な視点を決めるのはどういう要素か、誰がそれを決めるのか、改めて御説明いただければありがたいと思っております。

先ほど寺田構成員から誘導についての御質問がありまして、それとも近い疑問点ではないかと思っております。私からの感想と質問は以上でございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。これも山本先生、お願いできますか。

【山本構成員】 ありがとうございます。③で非常にざっくりと公共的な視点と書いてしまっただけ反省をしているところではありますが、一つはおっしゃるように、公共的な観点と個人的な観点は矛盾するというか、ずれることはあるだろうと思います。他方で、先ほど例外的なイベントの時と書きましたけれども、選挙やパンデミック、あるいは有事のようなケースでは、個人的に自分は芸能ニュースだけを読みたい、あるいはスポーツ記事だけを読みたいということではなくて、そういった選挙に関する情報、必要な情報をプロミネントにしていくというような視点は必要ではないかと思います。

それからもう1点、公共的な視点と個人的な視点が、先ほど鳥海先生が御指摘されたように、実は一致するというものもあるのではないかと思います。例えばセレンディピティのような偶然的な出会いをアルゴリズムに入れ込む、ランダム性を入れ込む、多様性を入れ込むというのは、こうした視点を開いていくという公共的な観点もあれば、セレンディピティによって新たな気づきを得て、個人の自己実現がさらに図られるという個人的な観点もある。その意味では、両者がコンフリクトしない場面もあるのではないかと思います。

また、公共的な視点で、セレンディピティや多様性に加えて、例えばローカルな視点、例えばある特定の地域に住んでいる人にはローカルなニュースを提供していく、あるいは地元から離れてしまっても、地元のニュースを届けていく、そういうレコメンデーションの仕組みもあるのではないかと思います。

ただ、おっしゃるように、こういうアルゴリズムなどを決める手続が非常に閉鎖的であったり、それが非常に恣意的であったりすると、全体主義的な色彩を持ってしまうので、この決め方に関しては徹底的な透明性が必要だろうと思います。例えば有事ではないとき、例外的なイベントでないときは、そういった公共性を組み込んだアルゴリズムと個人的なアルゴリズムを自ら主体的に選べるような仕組みも必要になってくるだろうと思います。

いずれにしても、我々の情報的健康プロジェクトは、ver. 1.0から強調していることですけれども、偏食の自由も、本人が自律的にそれを選択する限りでは、私は認められると思っていますので、あくまでも個人の主体的、自律的な情報摂取が重要であると考えているということは、またここでも強調しておきたいと思います。ありがとうございました。

【大谷構成員】 ありがとうございました。

【宍戸座長】 それでは、寺田構成員、森構成員から手は挙がっておりますが、先に木村構成員からお願いできますか。

【木村構成員】 興味深いお話をありがとうございます。デジタル・ダイエットということで、本当に私たちは、今あふれるような情報の中で必要な情報は何か、必要ではない情報は何か、そして本当の情報は何か、嘘の情報は何か、なかなか判断が難しいところに置かれているというのは本当に毎日実感しているところです。

山本先生のお話の中で、3、実装に向けた今後の取組として、ユーザーの情報的健康度というお話がありましたが、情報的健康度を測定するときの指標を少し詳しく教えていただけないかというのが1点目です。

それから私たち利用者の立場から申しますと、情報的健康のために利用者はどうすればいいのか何か御示唆をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 山本構成員、お願いします。

【山本構成員】 御質問ありがとうございます。先ほどの鳥海先生のお話を踏まえまして、少し別の書き方がよかったかと思っているんですが。鳥海先生、先ほどの寺田構成員からの御質問と恐らく類似した御質問かと思いますが、改めて簡単に御説明いただいても

よろしいですか。

【鳥海氏】 情報的健康度と書かれておりますけれども、これはおよそ、人間ドック等にかかったときに肉体的健康度というものは恐らく出されないのと同じように、個々の例えば体重や肥満度など様々な健康的な指標が出てきていると思います。

ですので、そういったものと代替するような形で、情報的健康に関しても、例えば先ほど申し上げたフェイクニュースへの接触度、あるいは情報の偏り度、カテゴリーの偏り、政治的な思考の偏りなど考えられるとは思いますが、そういった様々な指標が提示できるシステムが理想ではないかと考えております。

【木村構成員】 ありがとうございます。フィジカルな健康では、総合評価AやBなどというのがあり、そういうものをイメージしてしまっていたんですが、今回はそれを考えてないということですね。

【鳥海氏】 そうですね。総合評価A、Bというのは、情報に関しては、この状態がベストというのはないので、それはつけられないか、あるいは個人で、こういう状態が理想ですと提示していただいた上で、その目標に向けてはA、Bというつくり方はあり得るかと考えています。

【木村構成員】 ありがとうございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。それでは、先に崎村構成員からお願いします。

【崎村構成員】 大変面白いお話ありがとうございました。私の専門にも関係してくるのですが、自らの情報的健康度を実感できるアバターの作成・実装という形になってくると、恐らく、マルチデバイス、マルチバースで私たちはこうやって今後活動していくわけで、そこをまたがって個人を識別して、そこに情報摂取状態をためていくことが必要になってくると思います。

その時の個人の識別をどうしていくというようなことをもしイメージされているようでしたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【山本構成員】 ありがとうございます。これは崎村先生にこの後プロジェクトに関わっていただいて、むしろ教えていただくほかないのではないかと考えていますけれど、イメージとしては、おっしゃるように、プラットフォームや個々のプラットフォームでこういったアバターをつけていくのか、個々のプラットフォームを横串で刺して何かやっていくのかというのは非常に重要な問題で、横串で刺す場合には、まさに崎村先生がおっしゃるような課題があるかと思いましたけれど、鳥海先生、この点はいかがでしょう。

【鳥海氏】 こちらに関しましては、技術的にどうするのかという問題が割と大きいというところもございます。例えば横串を刺す場合、アプリケーションをスマートフォンの中に入れて、スマートフォンの中でアクセスしたログなどをうまく取り出すことができれば実現可能かとは思いますが、ただ、例えば全てのアクセスログが位置アプリで取れるのか、そういったところはこれから調べてみないと分からないところです。技術的には解決できるところは解決していきたいと思います。

各プラットフォームがこういったアバター等を用意してそれぞれに可視化することももちろん可能です。ただ個人的には、横串を刺したような形で、あらゆるプラットフォームを、その人が摂取したようなものをきちんと見ていくのが重要ではないかとは考えておりますので、この辺りはこれから検討していくところかと思います。

【宋戸座長】 崎村構成員、参画への期待も表明されましたが、よろしいですか。

【崎村構成員】 ありがとうございます。セキュリティーやプライバシーがどんどん強化されていくと、どんどん取れなくなってくるというのがあり大変難しい問題だと思っています。ありがとうございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。それでは、さらに2順目で寺田構成員、お願いします。

【寺田構成員】 アドベリフィケーションの話が出てきましたので、ここは私が比較的専門的にやっているところですので、ちょっとだけ補足したいと思いました。

というのが、アドベリフィケーションが重要であるという言い方はあまり好ましくないというふうに思っています。現状では機能としては必要なことではありますが、本来これは、あってはいけないこと、必要のない機能で、広告関連の事業者が解決すべき問題というのが本質的なところだと思っています。

アドフraudなどが起きるとということ自身がネット上での大きな問題だと思いますので、アドベリフィケーションが重要というよりは、どちらかといえば広告関係者に対して、問題をきちんと解決しなさいということを促す方向性のほうがよいと個人的には思います。

もう1点気になったことが、偶然性です。これに関しては前回の会議で、異なる情報を掲出して無視されるのが一般的というようなお話がありまして、多様な意見を見せるというだけではなかなか難しい一方で、そうすれば、多様なそういった情報を摂取しないということが一つの健康度の指標になるのかとは思いました。私からは以上です。

【宋戸座長】 今のご発言はどちらかといえばコメントとになるかと思いますが、山本

構成員から何かあれば。

【山本構成員】 本当に貴重なコメントをいただいたと思います。アドベリフィケーションの話は、今回、広告業界の方も共同執筆者として入っていただいているのですが、今後さらに議論を深めていかなければいけないと思います。特に広告事業者だけでなく、広告主、企業一般の意識に対しても働きかけなければいけないと思っていますので、今後とも御指導いただければと思います。ありがとうございました。

【鳥海氏】 私から1点だけ補足よろしいでしょうか。先ほどの異なる情報を提示しても無視されるというお話がございましたが、全くそのとおりで、なかなか難しいところですけれども、最近の研究では、情報の提示の仕方によって無視されずに多様な情報に接するようになる方法も見つかってきております。必ずしもここはそこまで悲観したものではないというような状況であるということだけ申し上げておきます。

【寺田構成員】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 鳥海先生、ありがとうございました。それでは、森先生、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。先ほど大谷先生のお話を伺っていて、なるほどと思いました。公共的アルゴリズム、公共的な視点を組み込んだレコメンデーション・システムについてです。御指摘のようなお話は問題があると思いますし、山本先生のお話のとおりだと思いますけれども、レコメンデーション・システムに公共的なものとそうでないものがあって、それを切り替えるということだけではなくて、もちろん大きな3のスライドで、実装に向けた今後の取組のところで、提示される情報の偶然性、セレンディピティや多様性を保つというふうにお書きいただいていますので、含意されていることだとは思いますが、アルゴリズムありきでその中から選択するというのではないのかと思っておりまして、また、さらに言いますと、その前提としてユーザーの、我々の情報を全部把握される、収集されることは前提で、それでレコメンドをするしないということだけを問題にするというのも違うのかと思っています。

ニューラル・デコーディングについてのお話がありましたけれども、そういうことをされたら、やり方によってはしやれにならないと思う一方で、現時点における情報の把握、外部送信を中心とした技術によって、一人一人の情報が様々に把握されて、集積されて分析の対象になっているという、かねてからの山本先生の御指摘のところがあまり解決しておらず、それが意味、ニューラル・デコーディングに近いような効果を産んでいる、マインドハッキングの前提になっているということはあると思いますので、そういったこ

とを一人一人がコントロールできる、場合によってはオプトアウトできるということも情報的健康の前提になるのかと思いました。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。今のもコメントではあろうかと思いますが、山本先生、何かございますか。

【山本構成員】 ありがとうございます。今の御指摘は、我々の提言の中では、「認知過程の自由」に関わっているところで、リコメンデーション、あるいはその前提となるプロファイリングにも限界があるだろうということは考えていまして、特に心理的な、非常にディープなプロファイリングについては、そもそもやっていいのかどうかという問題もあるだろうということかと思います。ですから、全てが何かリコメンデーション、あるいはリコメンダーのシステムを選べるということだけではなく、認知過程の自由、あるいは心理的プロファイリングに関する議論はそれ自体深めていかなければいけないと。これは今回、むしろ強調したところではあるので、この辺は、先ほど脳の話で、大谷先生からも、子供の成長期の脳に与える影響についての御指摘がありましたけれども、今回新たに東京大学の酒井先生も入っていただいて、より非常に重要な論点になると思うので、議論を深めていきたいと思っています。ありがとうございました。

【森構成員】 ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、お待たせしました。手塚構成員、お願いします。

【手塚構成員】 全体的にお話を非常に興味深く聞かせていただいたんですが、自分なりに考えたときに、この中で検討されているかどうかを確認したいのですが。

よくある「いいね」問題のツイートですけれども、ツイートによる拡散でさらに広がっていくという事象があると思います。それもそのツイート自体が純粋にやっているツイートならいいですけれども、意図的にやるツイート、こういうものに対しての防御策等々は検討の対象に入っているのでしょうか。

【宍戸座長】 ありがとうございます。これも山本先生、鳥海先生にお伺いをそれぞれしましょうか。

【鳥海氏】 意図的なツイッターの拡散というのは、要は情報の発信者が個人といった場合でよろしいでしょうか。

【手塚構成員】 それは両面あると思います。個人の場合も当然あると思いますし、一番ひどいのは組織的にやるほうがひどいかと思いますが。いずれにしてもそういうものを

こういう分野においても検討対象として、課題として挙げて、整理などを行っているかどうかという視点でございます。

【鳥海氏】 分かりました。例えばプロパガンダのようなものがあつた場合というような理解でよろしいでしょうか。

【手塚構成員】 そうですね。それも一つだと思っています。要するに誘導型のものということになるかとも思います。

【鳥海氏】 分かりました。それですとまず山本先生のほうからお願いいたします。

【山本構成員】 まさにそのものを重点的に検討したかという、必ずしもそうではないかと思いますが、我々として問題意識は持っております。例えば、プラットフォーム事業者の責務の一つとして、重大な偽情報等が表示されている場合、botを含む同一のアカウントが同一の情報を多数にわたって連続投稿しているような場合には、その情報の削除、アカウントに制限を設けるなどの排除的な措置を取る必要性もあると規定をしています。ただこの排除的な措置を取る場合にはデュープロセスが必要で、こういった組織的なbotを利用した拡散については、プラットフォーム事業者として適切な対応が必要ではないかと言っています。

あるいは「いいね」による拡散で言えば、我々の問題の根底に、人間の思考モードには、システム1とシステム2という2つのものがある。条件反射的に広く拡散してしまうというような、反射的な「いいね」の拡散というようなことや、怒りに任せて、熟慮もせずに行ってしまうということについて、システム2を駆動するようなシステム、アーキテクチャー、仕組みをどのように実装していくのか。提言では、例えば、「この投稿をしてもいいんですか」というような注意喚起的な、警告的な表示をする形のもは提案をしているということです、恐らく先生方と問題意識を共有しているのではないかとはおもっています。ありがとうございました。

【鳥海氏】 もう一つ補足ですけれども、こういったものは、「いいね」の拡散であるとか、そういったもの自身は、プラットフォームの一つの特徴となっているところもございます。例えばこのプラットフォームはこういうような拡散があることを提示するというのも一つのシステムの的な解決策かと考えております。

実際最近Twitterで拡散するものの質がかなり落ちてきているというのは、様々なところで観測されています。これは、要はTwitterのCEOが変わったことによる大きな変化ということですから、それを知らずに使っている方と、それを理解して使う方では恐らく使い

方が大きく異なることになります。そういった情報はきちんと提示できることによって一定の自己管理ができるようになるのではないかという記載はしております。

【手塚構成員】 ありがとうございます。今お二方の先生から御説明いただいた点は、私も非常に共通点があると思っていまして、ぜひその点も見えていただいて、それによって弊害も出ているというのを聞いたりもするところがありますので、今後ともよろしく願いいいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。多くの構成員から御質問、御意見等がございましたけれども、それだけこの情報的健康をめぐる議論がこの研究会の議論の方向性にとって非常に重要なものであったということかと思えます。改めまして私からも、両先生、とりわけ研究会のメンバーでないけれども、非常に貴重なインプットをいただきました鳥海先生には特に御礼を申し上げたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、続きまして議題2でございます。資料4及び5について、事務局より御説明をお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 事務局、総務省池田でございます。資料4と資料5について説明させていただきたいと思えます。

まず資料4につきましてです。こちらは前回会合におきまして、偽情報に対するプラットフォーム事業者の皆様における取組状況についてモニタリングを実施したところ、その概要をおまとめした資料に基づき、それに対して総評的な評価を構成員の先生方にいただいております。どうかということでお示しをした資料を事務局で案を作成させていただいたものとなっております。

フェイクニュース対策に関しましては、誹謗中傷対策について、かつて行っていたようなマルバツの評価を行っていただくよりも、総評的な評価を行うのが適切ではないかと御議論をいただいていたところでございます。プラットフォーム事業者における偽情報への対応に関する透明性・アカウントビリティの確保状況に関しまして、昨年に引き続きところもでございますけれども、一部で進展が見られつつも、進展が限定的である部分もあるという総評であろうかを書いてございます。

また、ステークホルダーにおける協力関係の構築やファクトチェックの推進等について、プロGRESSが日本においても見られるのではないかと存じます。

なお、こちらに小さく書いておりますけれども、Twitterからは、ヒアリングシートや説明資料の御提出をいただけなかったことも注記として記載をしております。

資料４の下半分の部分については、今申し上げたような観点から前回会合において御議論いただいた内容の整理を図りつつ総評的な記載を行ったものでございます。昨年実施いただいた結果のまとめからの変化で申し上げますと、３番の項で、日本ファクトチェックセンターを通じた協力関係の構築、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構における偽情報対策に係る行動規範の策定に関する議論などが進展しているという点かというところでございます。

また、ファクトチェックの推進関係でございますけれども、冒頭SIAの吉田様より御報告をいただきましたように、複数のファクトチェック団体がIFCNに加盟して、我が国においてもIFCNに加盟している団体が活動していらっしゃるところであります。引き続き、このような総評的な、多様なプラットフォーム事業者の皆様をはじめ、連携関係等の現状について、このようなまとめを一定図らせていただいているところでございます。

続きまして、資料５につきましては、先日、プラットフォームサービスに関する研究会、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループにおいて御議論いただきました「今後の検討の方向性（案）」についてであります。

まず、こちらの検討の方向性というドキュメントの位置づけについてでありますけれども、誹謗中傷等のワーキンググループにおきましては、これまでも親会の構成員の皆様にも途中での御報告を事務局より差し上げておりましたように、論点整理を経た上で、一定この段階で、議論の方向性ということで、このようなまとめを案としてお示しをし、現在パブリックコメント手続中でございます。パブリックコメントの結果も踏まえまして、ワーキンググループにおいてももう少しこの点を議論すべきという点も含めまして、今回今後の検討の方向性として、まとめを一定図っていただいております。今後の検討の方向性に沿って議論を継続いただきまして、その結果も踏まえて親会においてもお諮りをしていくという流れを想定しております。

全体の構成について御説明を差し上げたいと思います。ⅠとⅡにつきましては、これまでの御議論の経緯について改めて整理をしているところでございます。Ⅲ以下につきましては、プラットフォーム事業者において、その効果的な被害救済を実現していくために必要であろうという内容について御議論をいただいたものでございます。

端的に、全体を少しずつ説明させていただきたいと思います。大きい記載の内容につきましては、過日御説明させてさせていただく機会を頂戴しました論点整理を踏襲しています。

まず、開催の経緯という部分につきましては、インターネット上の誹謗中傷という問題を捉えまして、これまで親会におきましても累次御議論をいただいてまいりまして、昨年夏の取りまとめにおいて、透明性・アカウントビリティの確保という点についてしっかり図る必要があると御提案をいただいた内容にも触れております。

それをベースにいたしまして、ワーキンググループにおきましては、幅広い関係者、有識者や事業者、被害の関係者の方々からのヒアリングやアンケートの調査の実施等も踏まえまして、幅広い意見を踏まえながら、違法・有害情報の流通状況やプラットフォーム事業者の責務、またプラットフォーム事業者による削除等の透明性・アカウントビリティの確保の在り方、違法・有害情報の流通を実効的に低減する観点からのプラットフォーム事業者が果たすべき役割等について御議論いただいたところの経緯でございます。

Ⅱにつきましては、この議論の中におきまして前提となるようなファクトも含めての整理でございます。検討の背景としましては、これまでインターネット上の誹謗中傷の対策に関しまして、様々な観点から、例えば発信者情報開示請求制度の改正等を含めまして、累次の取組を政府としても行っていたところでございます。それでも、インターネットの誹謗中傷等の問題が相談に寄せられている件数などからも依然として残っているということが明らかでありまして、また、その被害者からは投稿の削除に関するニーズが高いという状況であるところ、裁判等の手続によってこれを行うことの時間的、金銭的ハードルが指摘されていたところです。

このような前提の中で、誹謗中傷等の情報の流通に関しての被害の発生の回復等について、早期に実現するための手続について、必要であるという点を指摘いただきつつ、具体的な検討に続いていく中での背景、前提となるような整理というのがⅡでございました。

Ⅲが、具体的にプラットフォーム事業者において果たすべき役割等についての御議論の結果をおまとめし、今後の検討課題も残しつつ、方向性としてお示しをしているものであります。プラットフォーム事業者の誹謗中傷等を含む情報の流通の低減に係る責務について、まずプラットフォームサービスというものが情報の流通を促すという観点からポジティブな面も有しつつ、ひとたびそのような場で誹謗中傷等のような違法な情報が流通した場合の被害の拡大は、非常に迅速かつ甚大であるという点の前提がございます。そのような前提の中で、プラットフォーム事業者による自主的な取組の部分については不十分であるという指摘もあるところでした。

そのようなことも前提としつつ、プラットフォーム事業者においては、そのサービスを

提供していることが、誹謗中傷等を含む情報を流通させる場を提供していること、また、その投稿の削除等については、大量かつ迅速に実施し得る立場にあるということ、加えて、それを利用者に閲覧させることなどによって収入を得ているということ等を踏まえて、このような情報の流通、違法な情報の流通を知ったときや、それを知るに足る相当の理由があるときには、表現の自由を過度に抑制することがないように十分に配慮した上で、プラットフォーム事業者には、迅速かつ適切な削除を行うなどの責務が課されるべきではないかという御議論がございました。

なお、そのような状況において違法な情報について迅速、かつ適切な削除を行うという行為をすべきとされる事業者の範囲については、サービスの提供の態様、表現に対する影響等を踏まえて、引き続き検討することが適当であるとしております。また、その際には、海外の事業者の皆様にもきちんとその役割を果たしていただくための議論が必要であるということと、違法な情報といったときの違法な情報とは、権利侵害情報等とするか、また個別の行政法規に抵触するような情報も含めるかという点についても引き続き御議論であるというところでおまとめを一定図っていただいております。

2. では、そのような責務を前提とし、プラットフォーム事業者は、どのような規律をもってその責務を果たしていただく必要があるか御議論いただいた内容でございます。

同様に、対象とする事業者については、引き続き議論が必要ということでございます。そのような前提の中で、まず、プラットフォーム事業者による違法情報の削除に関する枠組みとして、削除等に関する基準について、あらかじめどのような情報を削除することとするかという点について、日本の法令や被害の実態等に照らして、適切に削除の指針を定めていただく必要があるという方向性についてお示しをいただいております。

また、そのような指針を設けつつ、その措置の申請をすべき窓口についても、分かりにくいということや、十分な理由が説明できないということ等の御指摘を踏まえまして、これを設置すること、分かりやすく示すこと、また、その申請を十分に受けられるような整備を行うことが必要だという検討の方向性であります。

さらに、申請に対する対応状況の透明化という点に関しましては、申請者、被害者等の申請をした方が、それに対する返答をプラットフォーム事業者から得ていないこと、削除しなかった、した場合の理由の説明がないということに関しまして指摘があります。このような指摘に対して、プラットフォーム事業者が、この全てに応答するということについては、非常に困難を強いることになり得ることから慎重な検討が必要ではないかと

いう点を、方向性としては一旦お示しをいただきつつ、例えばそれでも一定の要件を満たした場合には、そのような通知をする方法が可能かということについても、引き続き検討課題であろうというところの方向性でございます。

標準処理期間のようなものを定めるということに関しては、申請等に対する措置の迅速化という点において非常に大きい効果をもたらし得ることが期待される反面、事業者がそのような削除を迅速にするということだけにとらわれ、適切な削除が行われなくなるおそれもあるという指摘が同時にございました。このようなメリット、デメリットをよく踏まえながら議論の継続が必要であるという検討の方向性です。

運用状況の公表及び運用結果に対する評価に関しましては、そのような削除指針に基づきまして、プラットフォーム事業者が削除を実施していくことに関しては、これまでも事業者が自ら公表している透明性レポートや、本研究会における御発表等がございましたところですが、きちんとその評価を行うということについて、事業者において一定の裁量を持っていただきながら、自主的に自己評価を行っていただくことが必要である。また、その客観性や実効性を高めることが必要である、適当であると御議論いただいたところでございます。

2. の最後、取組状況の共有について、本研究会における議論にも関連いたしますけれども、プラットフォーム事業者における取組状況、流通状況等に関する議論等について、幅広く把握しつつ共有が図れることが必要であるという点についてのまとめもいただいております。

3. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割につきましましては、プラットフォーム事業者の取組のほかにも、例えば法的な義務づけ等も含めまして、どのような方策が考えられるか、取り得るかという点について御議論いただいた内容のまとめを図っています。論点整理からも、大きく方向性は変わっていないところでございます。

(1) 個別の違法・有害情報に関する罰則付の削除義務に関しましては、記載もございますとおり、このような義務を背景とする過剰な削除が行われ得るということや、行政が検閲に近い行為を強いることになることから、慎重であるべきと内容のまとめを図っております。

また、行政庁からの削除要請に応じて削除することをプラットフォーム事業者に義務づけるということに関しては、表現の自由を実質的に制約するということから慎重であるべきという御議論の内容、方向性をまとめております。

一方で、このような行政庁からの要請につきましても、事業者が自ら信頼できる通報者のプログラムのようなものを定めた上で、それに照らして行政庁からの要請を扱うべきか否かを御判断いただくことは考えられ得るという点でありまして、それに加えて、そのような行政庁からの要請という点につきましても、一層透明性の確保が求められるという点の方向性をお示しいただいております。

(3) 違法情報の流通の監視については、このような監視を実際にプラットフォーム事業者が法的に行うことを義務づけることに関しては、投稿の過度な削除が行われることなどへの考慮から慎重であるべきと考えられると御議論いただきました。そのような監視を行うことに関しては、全て網羅的に把握するという点だけではなく、例えば繰返し多数の投稿を行うようなアカウントに限った議論というものでも共通するものと御議論いただいたところでございました。

ウの繰返し多数の違法情報を投稿するアカウントの停止・凍結等に関する部分といたしましては、このような義務づけについて、行政が法的に義務づけるということに関しては、表現の将来にわたっての事前抑制を有するという観点から慎重であるべきという御議論の結果でありました。当然プラットフォーム事業者が自ら定める利用規約、ポリシーに基づいて対応する、アカウントを凍結することは妨げられるものではないと考えられます。

(4) 権利侵害情報に係る送信防止措置請求権の明文化でありますけれども、一定の要件において送信防止措置を被害者の方がプラットフォーム事業者に請求することができる、そのような権利を有するという点を明文化するという点につきましても、確かにそのような明文化を行うことによって削除の申請ができるという認知度が上がる、実際しやすくなるといったようなメリットが期待される一方で、権利が濫用されてしまうのではないかとということや、過剰な削除が行われ得るといったデメリット等も踏まえまして、慎重に検討を行う必要があるというのがおまとめいただいた内容でございます。

(5) 権利侵害性の有無の判断の支援について、プラットフォーム事業者において権利侵害性の判断が難しく、違法な情報の削除を行う上での一つ障害となっていることに関して、これをどのように解決するか御議論いただいた内容であります。一番極端なケースといたしまして、権利侵害性の有無、違法性の有無は判断せずに、申請があったら削除してしまうのはどうかという点については、現行の制度においても、権利侵害性の有無を判断しなくても投稿の削除等をするべきかどうかを判断することが可能な仕組みがあるということや、今申し上げたような、ノーティスアンドテイクダウンの手続が、表現の自由に与

える影響があまりに大きいことから、慎重であるべきと考えられるというのが御議論いただいた内容でございました。

プラットフォーム事業者を支援する第三者機関という点に関しましては、法的な拘束力や、効果を持つとなった場合には、そのような判断は慎重に行われる必要があるということから、裁判の手續と比べた場合に、コスト面、迅速さ等に関してのメリットという点について、必ずしも明らかではなく、実効性、有効性が乏しいと言えるのではないかという観点が、第三者機関に関する御議論、裁判外の紛争解決手續についてあった御議論でございました。

いずれも法的に位置づけるということについての御議論でありまして、プラットフォーム事業者が自主的に創設するという点については、当然妨げられないものと考えられるというところまで御議論いただいた内容でございます。

その他、プラットフォーム事業者において、誹謗中傷対策に関して行うことが望ましいと考えられるのではないかとといった点について、（１）相談対応の充実、（２）DMによる被害の対応、（３）特に青少年にまつわる違法・有害情報の問題への対応、（４）その他炎上事案への対応というところでございます。

資料についての説明は以上とさせていただこうと存じます。冒頭に申し上げましたように、今後の検討の方向性につきましては、現在パブリックコメントの手續を開始しておりまして、そのパブリックコメントの結果も踏まえて、今後の検討の方向性を確定いたしましたら、それをベースにワーキンググループにおいて御議論を継続いただきまして、また、しかるべくタイミングにおきまして、親会にも報告と御議論を想定しているところでございます。事務局からの説明は以上でございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。今、御説明がございましたように、ワーキンググループにおきましては、今、御説明があったような点について議論を重ねてきたところでございます。これにつきましては、ワーキンググループのメンバーである方はもちろんですけれども、この親会からも非常に貴重なインプットをいただいて、このような形で方向性を案として整理して、パブコメをかけているということにつきまして、ワーキンググループの主査でもございますので、この場で御礼を申し上げたいと思います。その上で、ただいまの御説明について、構成員の皆様から御意見、あるいは御質問があればこの場で頂戴したいと思います。

パブコメを踏まえて、様々ワーキンググループでも議論し、また親会、この場にお諮り

をすることもあろうかと思います。今の時点でないようであれば、親会の構成員の先生方で御覧をいただいて、もしお気づきの点がございましたら、メール等で事務局ないし私までお知らせいただければ幸いに存じます。本日のところは、このワーキンググループが現在パブコメ中の方向性（案）につきまして、御意見、御議論は特にないということによろしいでしょうか。いかがでしょうか。

それでは、先ほど申し上げましたように、メール等で御連絡をいただければと思います。ありがとうございました。

それでは、この辺りで本日の意見交換は終了とさせていただきたいと思います。事務局より連絡事項等がございましたらお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 ありがとうございます。次回会合につきまして、別途事務局より御案内させていただきます。以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございました。これにて本日の議事は全て終了となります。以上をもちまして、プラットフォームサービスに関する研究会第46回の会合を終了とさせていただきます。本日も皆様、お忙しい中御出席をいただき、誠にありがとうございました。これにて散会といたします。